

<報道発表資料>

令和3年10月14日

埼玉県地域保健医療計画（第7次）の中間見直し（案） に対する県民コメント（意見募集）を実施します

埼玉県では、医療法に基づき、保健医療に関する総合的な計画として「埼玉県地域保健医療計画」（第7次：平成30年度～令和5年度）を定めています。

計画の中間年度を迎え、必要な見直しを行う必要があることから、現在中間見直しを進めています。

今回の中間見直しに当たり、「埼玉県県民コメント制度」により、県民の皆様からの御意見を募集します。

1 募集期間

令和3年10月15日（金）～令和3年11月12日（金）（必着）

2 資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/iryoku-keikaku/comment.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

・埼玉県保健医療部保健医療政策課（本庁舎4階） tel 048-830-3526

・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階） tel 048-830-2543

・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部 tel 048-256-1110 南西部 tel 048-451-1110

東 部 tel 048-737-1110 県 央 tel 048-777-1110

川越比企 tel 049-244-1110 西 部 tel 04-2993-1110

利 根 tel 048-555-1110 北 部 tel 048-524-1110

秩 父 tel 0494-24-1110 東松山事務所 tel 0493-24-1110

本庄事務所 tel 0495-24-1110

・ 埼玉県の各保健所

南部保健所 tel 048-262-6111	朝霞保健所 tel 048-461-0468
春日部保健所 tel 048-737-2133	草加保健所 tel 048-925-1551
鴻巣保健所 tel 048-541-0249	東松山保健所 tel 0493-22-0280
坂戸保健所 tel 049-283-7815	狭山保健所 tel 04-2954-6212
加須保健所 tel 0480-61-1216	幸手保健所 tel 0480-42-1101
熊谷保健所 tel 048-523-2811	本庄保健所 tel 0495-22-6481
秩父保健所 tel 0494-22-3824	

3 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

※意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※御意見については、資料にある別紙様式にて御提出ください。

(2) 提出方法

電子メール、郵便、ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。いずれの場合も、件名を「埼玉県地域保健医療計画（第7次）中間見直し案への意見」としてください。

なお、電話等による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

ア 電子メールの場合

メールアドレス : a3510-13@pref.saitama.lg.jp

イ 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県保健医療部保健医療政策課 企画・構想担当あて

ウ ファクシミリの場合

ファックス番号：０４８－８３０－４８００

4 意見の取扱い

- (1) 提出していただいた御意見を考慮して、埼玉県地域保健医療計画（第7次）の中間見直しを行います。
- (2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。
- (3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県保健医療部保健医療政策課 企画・構想担当

TEL 048-830-3526（直通）

FAX 048-830-4800

E-mail a3510-13@pref.saitama.lg.jp